

2歳児相談会

時 7月15・29日(火) 場 防災・保谷保健福祉総合センター2階 内 親子遊び、2歳児の成長発達のお話、育児・栄養・歯科について、身長・体重測定 対 2～2歳5カ月の子どもと保護者 申 1週間前までに、申込フォームから 健康課 保 市HP 042-438-4037

3歳児健康診査

時 7月2・16・30日(水) 場 防災・保谷保健福祉総合センター2階 対 個別に通知(4歳未満で希望する方はお問い合わせください) 健康課 保 市HP 042-438-4037

個別育児相談会

時/場 ①7月25日(金)/田無総合福祉センター ②8月13日(水)/防災・保谷保健福祉総合センター2階 いずれも午前9時30分～11時の間で1人30

分程度 内 身長・体重測定と、育児・母乳・栄養・歯科・遊び方・お母さんの健康などについての個別相談 対 乳幼児と保護者 定 各25組(申込順) 申 ①は7月23日(水)まで ②は8月8日(金)までに、電話で下記へ 健康課 保 市HP 042-438-4037

ことばの発達・発音などに心配のある子どもの言語訓練・相談

言語聴覚士による相談 時 7月18日(金)午後1時30分～5時 場 教育支援課(田無第二庁舎4階) 対 5～12歳程度 定 14人(申込順) ※1人15分程度 申 7月1日(火)午前9時から、電話で下記へ ※詳細は市HPへ 教育支援課 田 市HP 042-420-2829

お口の健康相談室

時 8月5日(火)午前9時15分、午前9時30分(初回) ※2回目以降は健診時に予約 場 防災・保谷保健福祉総

合センター3階 内 かかりつけ歯科医がなく、歯や歯肉に心配がある幼児の定期歯科健診 対 在住の1～3歳ごろの子どもと保護者 定 10組(申込順) 申 7月30日(水)までに、申込フォームまたは電話で下記へ 健康課 保 市HP 042-438-4037

コミュニティ

ファミリー・サポート・センターファミリー会員登録説明会

地域の中で子どもを預けたい方(ファミリー会員)と子どもを預かる方(サポート会員)が会員となる相互援助活動です。ファミリー会員に登録希望の方は参加してください。 時/場 ●7月5日(土)午前10時～正午/田無総合福祉センター ●7月18日(金)午前10時～正午/住吉会館ルピナス 定 各20人(申込順) ※保育あり、1歳以上5人まで 申 各回説明会前日の午後5時までに、電話で問へ 問 ファミリー・サポート・センター

事務局 042-497-5079 ▶幼児教育・保育課 田 市HP 042-452-6777

先輩ママとお話する会

障害のある子どもの保護者が相談役となって同じ立場から相談を受け一緒に考えます。子どもの発達や子育ての不安なことを相談したり、地域の学校や医療機関についての情報も聞けます(毎月第1(水)・第3(木)開催予定)。 時 ①7月17日(木) ②8月6日(水)午前9時15分～10時15分・午前10時30分～11時30分 場 障害者総合支援センターフレンドリー 対 障害のある子ども(就学前～20歳)の親 定 各回1人(申込順) 申 5日前までに、電話で問へ 問 基幹相談支援センターえぼっく 市HP 042-452-0075 ▶障害福祉課 田 市HP 042-420-2805

第1子保育料の無償化

▶幼児教育・保育課 田 市HP 042-460-9842・042-497-4926

認可保育所等の保育料無償化を、9月1日(月)から第1子にも適用します。また、認可外保育施設については、保護者助成金(補助金)を拡充します。 ※詳細は、市HPへ

施設種別	改定区分	年齢	国の無償化制度 ※	子順位	8月31日 ^{まで}	9月1日以降
認可保育所 小規模保育事業所 家庭的保育事業所	保育料	0～2歳児	対象外	第1子	利用者負担階層表に基づく保育料を負担(住民税非課税世帯は無償)	無償(住民税の状況は問わない)
				第2子以降	無償(住民税の状況は問わない)	無償(住民税の状況は問わない)
認可外保育施設 〔認証保育所 定期的利用保育事業 企業主導型保育事業〕	保護者助成金	0～2歳児	対象外	第1子	月額1万6,000円まで助成	月額8万円まで助成
				第2子以降	月額4万3,000円まで助成	月額8万円まで助成
			対象 (月額4万2,000円まで給付)	第1子	月額1万6,000円まで助成	月額3万8,000円まで助成
				第2子以降	月額2万5,000円まで助成	月額3万8,000円まで助成
		3～5歳児	対象 (月額3万7,000円まで給付)	第1子	月額1万6,000円まで助成	月額4万円まで助成
				第2子以降	月額2万円まで助成	月額4万円まで助成

※ 0～2歳児については住民税非課税世帯で保育の必要性のある方、3～5歳児については保育の必要性のある方が対象

特別児童扶養手当の申請

▶子育て支援課 田 市HP 042-460-9840

支給要件に該当し、まだ申請していない方は、申請手続きをしてください。 場 子育て支援課(田無第二庁舎2階) 対 20歳未満の中・重度障害(おおむね身体障害者手帳1級～3級ならびに下肢4級の一部程度、愛の手帳1～3度程度およびこれらと同程度の内部障害または精神障害、発達障害)のある児童を養育している父、母または養育者 ※手帳をお持ちでなくても、指定の診断書により申請することができます。 □支給制限 児童が福祉施設などに入所している場合や児童が障害年金などを受給している場合は、該当しません。 □手当の支給月 申請日の翌月分から支給を開始し、年3回(4・8・11月)に各4カ月分を支払います。 □支給金額 単位：円

児童数	手当額	
	1級	2級
1人につき	5万6,800	3万7,830

□所得制限 請求者本人および同居の配偶者などの所得制限(別表1・2参照)があります。所得制限を超えますと、手当の支給が停止します。

別表1 令和7年度特別児童扶養手当所得制限限度額表

〈令和6年1月1日～12月31日の所得〉 単位：円
〈令和7年8月～令和8年7月分の手当に適用〉

扶養親族の数	本人	配偶者 扶養義務者
0人	459万6,000	628万7,000
1人	497万6,000	653万6,000
2人	535万6,000	674万9,000
3人	573万6,000	696万2,000
4人以上	1人につき加算38万	1人につき加算21万3,000
16～19歳未満の控除対象扶養親族および特定扶養親族	1人につき加算25万	
老人扶養	1人につき加算10万	1人につき加算6万*

* 配偶者などの老人扶養加算は、扶養親族が老人扶養のみの場合は、2人目からの加算となります。

別表2 所得から控除できる額

単位：円

種別	本人・配偶者等共通
社会保険料相当額	8万
障害・勤労学生控除	27万
特別障害者控除	40万
寡婦控除	27万*
ひとり親控除	35万
雑損・医療費・配偶者特別・小規模企業共済等掛金控除	控除相当額

* 配偶者は寡婦控除なし